

関係各位

令和5年度版 消防用設備等保守点検委託業務「保守点検料金積算基準(防火設備定期検査業務を含む)」冊子の送付について

富士山を仰ぎ見る静岡でも、毎日、暑い日が続いています。

関係の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

さて、官公需適格組合（中小企業庁認定）「静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」）」では、このたび共同受注する消防用設備等保守点検業務の「質の確保」と「点検料金の積算根拠を明確化」するため、標記冊子を刊行しました。

つきましては、標記冊子を1部、送付させていただきます（裏面に「積算基準」刊行の趣旨）。業務等の参考となれば幸いです。

今後とも、組合では、改定した「令和5年度版保守点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」の普及及び活用の拡大を図り、消防用設備等の「適正な保守点検」を通じて「火災予防の推進」に貢献し寄与して参る所存であります。

暑い日はまだまだ続きます。皆様のますますのご活躍、ご発展をお祈り申し上げます。

令和5年8月1日

官公需適格組合（中小企業庁認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合
理事長 西川 和宏

令和 5 年 6 月 1 日

消防用設備等保守点検委託業務について

1 はじめに

近年、建築物の質的水準の高度化と大規模化等に伴い、保守管理における専門技術が、なお一層必要となってきました。消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する「消防用設備等の点検及び報告」に関する委託業務は、まさに人命・財産と直結する重要な専門業務であり、業務の専門性については 同条文中で「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令（総務大臣）が定める資格を有する者に点検させ、・・・」と規定し、違反者には罰則規定を設けています。しかしながら、最近の激しい価格競争の中で、労務単価を大幅に割り込んだ業者が無資格者に点検を行わせるなど保守点検業界の質の低下が懸念されるところです。

こうしたことから、私たち消防設備専門保守業者は、消防設備士、消防設備点検資格者を雇用・育成し、常に技術の研鑽に努めるとともに、令和 5 年度建築保全業務労務単価で法令遵守の保守点検を実施し発注者の信頼をいただくことで、安全・安心な地域づくりに貢献していくことが業界の使命だと考えております。

当協同組合は、経済産業省（中小企業庁）が認定した「消防用設備等の保守点検業務を行う県内唯一の官公需適格組合」として、契約条項に則（のっとり）、原則再委託禁止、有資格者（各組合員が雇用する）点検、適正な試験器具等使用など法令遵守事項を遵守して、官公庁から発注された保守点検業務を実施しています。

このたび、共同受注する消防用設備等保守点検業務の「質の確保」と「点検料金の積算根拠を明確化」する為、平成 28 年 10 月に組合が作成した「平成 28 年度版点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」を改定し「令和 5 年度版保守点検料金積算基準(同)」を刊行することにしました。

今後とも、改定した「令和 5 年度版保守点検料金積算基準（防火設備定期検査業務を含む）」の普及及び活用の拡大を図り、消防用設備等の「適正な保守点検」を通じて「火災予防の推進」に貢献し寄与して参る所存でありますので、より一層のご理解、連携を賜りたくお願い申し上げます。

平成 28 年 10 月吉日

消防用設備等点検委託業務について

1 はじめに

近年、建築物の質的水準の高度化と大規模化等に伴い、保守管理における専門技術が、なお一層必要となってきました。消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する「消防用設備等の点検及び報告」に関する委託業務は、まさに人命・財産と直結する重要な専門業務であり、業務の専門性については 同条文中で「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が定める資格を有する者に点検させ、・・・」と規定し、違反者には罰則規定を設けています。特に、平成 19 年度には、消防庁より「点検は資機材の搬送・足場の固定等の補助的な作業を除き、資格の有する者が行うこと」との通達も出されております。私ども協同組合は、消防設備士・消防設備点検資格者を養成し、常に技術の研鑽に努め、全員有資格者による点検を実現し、発注者の満足を頂くと共に安全な地域社会づくりに貢献していくことが使命と考えております。

平成 28 年 6 月に新しく施行されました建築基準法第 12 条改正による「防火設備定期検査」につきましても、当組合にて十分に対応出来るよう、新たに定められた「防火設備検査員資格」の積極的な取得に努めております。当協同組合は、関東経済産業局長から官公需適格組合証明書（物品納入等）を頂いており（平成 13 年 11 月 9 日・関東振中第 8 号）、消防設備等点検業務の質の確保と点検料金の積算根拠を明確化する為、建設保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を基礎とする「点検料金積算基準」を作成してきております。

今回、建築基準法の改正による「防火設備検査」項目を新設した平成 28 年度版を作成しました。今後は、この基準に沿って、品質確保と保全業務費の適正化についての一層の努力をして参る所存でありますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。

建通新聞 R5.6.9

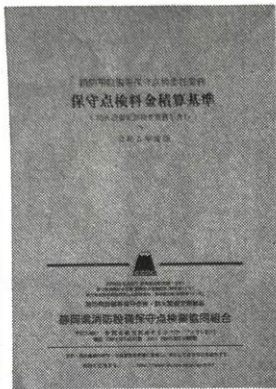
建通新聞

総合NEWS

料金積算基準を改定

県消防設備保守点検業協組

静岡県消防設備保守点検業協同組合(西川和宏理事長)は、消防用設備等保守点検料金の積算基準を7年ぶりに改定し「令和5年度版冊子」を発行した。写真。



西川理事長は「積算基準は国が公表している法令順守事項を二つの冊子に集約したもの。保守点検料金が、法令順守事項に基づく積算を基本としていること、ひいては生命・財産等に直結していることを、火災予防の関係者だけでなく社会の全ての皆さんに再認識してもらえよう。普及・活用を呼び掛けていく」と意気込みを語る。

組合設立30年、官公需適格組合22年の地道な現場活動

也或貢献

役員・従業員や家族、市役所職員、市民らが来場し、

写真。当日は協会員ら69人が献血に協力した。

地域住民らと



た換きよ応備長掛を第イを

に裏付けられた呼び掛け、取り組みの背景には、労務単価、歩掛かり、点検基準・要領などをつなげた「適正な保守点検」(業法制定)の必要性の高まり、地域専門事業者の衰退や保守点検資格者の確保困難の加速化、消防用設備などの高度化・専門化による生活現場の変化などを挙げる事ができる。

浜松河川国道などと意見交換

島田建協

島田建設業協会(朝倉純夫会長)は、国土交通省浜松河川国道事務所、静岡県志太榛原農林事務所との意見交換会を島田市内で実施した。写真。当日は、浜松河川国道事務所から名久井孝史所長ら7人、志太榛原農林

デジタルへの技術移転など消防用設備等の保守点検を通じた火災予防の現場は、今、大きく変わろうとしている。

そうした中、全国に例がない取り組みと評された(20年2月)「中小企業組織活動懸賞レポート」本賞受賞・一般財団法人商工総合研究所)組合による「積算基準」の取り組みの行方が注目される。

事務所から塚本剛次所長ら3人、協会から朝倉会長ら5人が出席した。浜松河川国道事務所との意見交換会では、コンプライアンス推進計画や総合評価ガイドラインの一部改訂などについて事務所から説明された他、協会からは技術者の労働時間短縮などが挙げられ、意見を交換した。名久井所長は冒頭、災害時の柔軟な対応や日頃の事業への協力に感謝

た換きよ応備長掛を第イを

静岡県議会

(平成 30 年 7 月 10 日全会一致で可決承認)

平成 30 年 7 月 10 日



静岡県庁本館 議会棟

衆議院議長 内閣総理大臣 消防庁長官
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 渥美 泰一

消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書

平成 29 年 12 月のさいたま市の風俗ビル火災や平成 30 年 1 月の札幌市の自立支援施設の火災など、多くの尊い人命を奪う火災は後を絶たない。

空気調和設備、電気設備等の建築設備や、警報設備、消火設備等の消防用設備等が年々高度化・複雑化する中、火災による被害を最小限に食いとめるには、火災が発生した際に、消防用設備等がその機能を確実に発揮することが重要であり、それには平時における適正な点検や必要な管理、修繕が不可欠である。

しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されている。

また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このような取り組みは一向に進んでいない状況にある。

よって国においては、国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、消防用設備等の適正な点検の実施と当該業界の担い手の育成や確保を目的とする消防用設備等の保守点検業に係る業法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。